

半島振興対策実施地域において
税制特例が活用できるようになりました！

東伊豆町と静岡県は、半島振興対策実施地域の安定的な就業機会の確保や産業振興の促進を図るため、市町村税と県税の特例制度を創設しました。

これにより、各種要件に該当する場合は、既に制度化されている国税（所得税・法人税）の割増償却のほか、市町村税（固定資産税）及び県税（事業税・不動産取得税等）の軽減措置も受けることができます。

市町村税の特例制度の内容

市町村税の特例とは、対象業種を営む事業者が、半島振興対策実施地域の区域内で、その事業に使用する設備（建物及び付属設備、機械及び装置等の減価償却資産）を新設又は増設し、供用した場合などに、市町村税（固定資産税）の軽減ができる制度です。（土地は、取得から1年以内に建物の建設に着手した場合に対象）

半島地域における特例

対象地域	東伊豆町 全 域			
対象業種	旅館業 ・ 製造業			農林水産物等販売業 情報サービス業等
	個人、 資本金 1,000 万円 以下の法人	資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人	資本金 5,000 万円超の法人	
取得要件	500 万円以上の設備の新増設	1,000 万円以上の設備の新増設	2,000 万円以上の設備の新増設	500 万円以上の設備の新増設
対象期間	平成 29 年 4 月 1 日以降に取得した設備が対象			
固定資産税の率	初 年 度 0.14/100 （通常税率の 1/10）			
	第 2 年 度 0.35/100 （通常税率の 1/4）			
	第 3 年 度 0.70/100 （通常税率の 1/2）			

県税の特例制度の内容

県税の特例とは、対象業種を営む事業者が、半島振興対策実施地域の区域内で、その事業に使用する設備（建物及び付属設備、機械及び装置等の減価償却資産）を新設又は増設し、供用した場合などに、県税（法人事業税 ・ 個人事業税 ・ 不動産取得税等）の軽減ができる制度です。（土地は、取得から1年以内に建物の建設に着手した場合に対象）

半島地域における特例

対象地域	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、沼津市（旧戸田村）、伊豆市			
対象業種	旅館業 ・ 製造業			農林水産物等販売業 情報サービス業等
	個人、 資本金 1,000 万 円 以下の法人	資本金 1,000 万 円超 5,000 万円 以下の法人	資本金 5,000 万円 超の法人	
取得要件	500 万円以上の 設備の新增設	1,000 万円以上 の設備の新增設	2,000 万円以上 の設備の新增設	500 万円以上の 設備の新增設
対象期間	平成 29 年 4 月 1 日以降に取得した設備が対象			
県税の特例 (課税する率)	事業税……通常税率の 1/2(1 年目)、3/4(2 年目)、7/8(3 年目) 不動産取得税……通常税率の 1/10 固定資産税……通常税率の 1/10(1 年目)、1/4(2 年目)、1/2(3 年目) (*1) 特例措置を受けるためには市町長の確認が必要となります。 (*2) 固定資産税は、静岡県が課税する大規模償却資産が対象となります。 (*3) 対象設備に係る部分が軽減税率の適用対象となります。			

国税の特例制度の内容

国税（所得税・法人税）の特例とは、対象業種を営む事業者が、半島振興対策実施地域の区域内で、その事業に使用する設備等（機械・装置、建物・附属設備、構築物）を取得等し、供用した場合に、割増償却等ができる制度です。

半島地域における特例

対象地域	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、沼津市（旧戸田村）、伊豆市			
対象業種	旅館業 ・ 製造業			農林水産物等販売業 情報サービス業等
	個人、 資本金 1,000 万円 以下の法人	資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人	資本金 5,000 万円 超の法人	
取得価格 取得要件	500 万円以上の 設備等の取得等	1,000 万円以上の 設備等の取得等	2,000 万円以上の 設備等の新增設	500 万円以上の設 備等の取得等（資 本金 5,000 万円超 の場合は、新增設）
償却率	機械・装置……普通償却限度額の 32% 建物・附属設備、構築物……普通償却限度額の 48%			
償却期間	5 年			
留意事項	・ 平成 29 年 4 月 1 日以降の設備等の取得等が対象です。 ・ 特例措置を受けるためには市町長の確認が必要です。			

対象業種の例

旅館業	○ホテル営業	○旅館営業 等
製造業	○木材・木製品製造 ○食料品製造 ○繊維製造 ○家具・装備品製造	○石油製品・石炭製品製造 ○金属製品製造 ○生産用機械器具製造 ○電気機械器具製造 等
農林水産物等販売業	○農畜産物・水産物卸売業 ○食料・飲料卸売業 ○野菜・果実小売業 ○食肉小売業 ○鮮魚小売業 ※設備等が所在する市町内で生産された農林水産物（当該農林水産物を原料等にした加工品等を含む）を、店舗において主に当該地域外の者に販売する事業が対象です。	○酒小売業 ○畜産食料品小売業 ○水産食料品小売業 ○パン・菓子小売業 等
情報サービス業等 （半島地域のみ）	○有線放送業 ○ポータルサイト・サービス運営業	○ソフトウェア業 ○コールセンター業 等

問い合わせ先

区分	連絡先	電話
市町村税について	東伊豆町 税務課	0557-95-6201
県税について	下田財務事務所	0558-24-2014
国税について	東伊豆町 企画調整課	0557-95-6202
	下田税務署	0558-22-0185